

いじめ防止基本方針

小豆島町立星城小学校

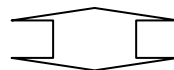
<p>【学校教育目標】 自ら学ぶ意欲と豊かな心を持ち たくましく生きる子どもの育成</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 児童一人一人が、安心して学校生活を送り、授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりや学級づくり、学校づくりを行う。 ◎ 児童一人一人が、いじめを自分たちの問題として考えられるよう指導し、傍観者を生まない集団づくりを行うなど、いじめの未然防止に積極的に取り組む。 ◎ 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化を見逃さないようにし、教職員の情報交換や教育相談、アンケートなどにより、いじめの早期発見をする。 ◎ いじめを認知した場合には、保護者、地域、関係機関等と連携しながら組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導する。 ◎ すべての教職員のいじめへの対応に係る指導力向上を図るため、校内研修を行う。また、保護者の理解と協力を得るために、保護者啓発も行う。
--



<p>【いじめ防止対策委員会】 校長、教頭、指導教諭、教務主任、生徒指導主事、人権・同和教育主任、養護教諭その他関係職員、必要に応じてスクールカウンセラー</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎月の生徒指導推進委員会の中で開催 ○ いじめの未然防止や早期発見の体制整備及びその取り組みの推進 ○ いじめの正確な状況把握と分析、関係児童や保護者に対する対応についての協議及び決定 ○ 教職員のいじめへの対応に係る指導力向上のための校内研修の推進 ○ その他、いじめ問題にかかわることの協議 <p>※ 緊急時及び重大事態の場合は、小豆島町教育委員会と協議の上、「(仮称)緊急対策委員会」を設置し、関係機関と連携を図りながら対処する。</p>



いじめの未然防止	いじめの早期発見	いじめに対する措置
<ul style="list-style-type: none"> ① 分かる授業づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ すべての児童が参加、活躍できる授業 ② 学習規律の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ チャイム着席、正しい姿勢、話し方、聞き方 ③ 学級集団づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 居場所づくり、絆づくり ④ 社会体験、自然体験、交流体験の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 豊かな体験活動、異学年交流の設定 ⑤ 児童会活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校行事の主体的な運営 ・ 星城小いじめゼロ宣言 ⑥ 人権学習、道徳教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ よさや違いを認め合える学習 	<ul style="list-style-type: none"> ① 朝・帰りの会や授業中などの観察 ② 個人面談の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各学期はじめに教育相談週間の設定(5月, 9月, 1月) ③ 星っ子アンケートの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間2回実施(5月, 1月) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 詳細かつ速やかな事実確認 ② 情報共有、組織的な対応 ③ いじめ関係児童、保護者への指導、助言、相談、支援 ④ 関係機関との連携 ⑤ 学級全体への指導 ⑥ 全教職員の共感的理解及び共通理解にもとづく再発防止の共通実践



保護者との連携	関係機関との連携	校内研修と保護者啓発
<p>いじめを認知した場合は、被害児童の保護者に対する支援、相談、加害児童の保護者に対する助言を行う。いじめが解消しても、継続的に連絡をとり、再発防止に努める。</p>	<p>重大事態を認知した場合は、速やかに町教育委員会に報告する。いじめが犯罪行為として扱われるべきものと認められる場合は、小豆警察署と相談して対処する。</p>	<p>いじめ対応に係る具体的な指導上の留意点などの共通理解を図り、共通実践を行う。</p> <p>保護者と連携するために、いじめ防止(インターネットによるいじめも含む)の啓発を行う。</p>